

# 筆の里創造の丘公苑大型遊具整備工事公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

広島県熊野町は、江戸時代から始まる190年の歴史を有し、筆の生産量、全国一を誇る「熊野筆」の生産地で「筆の都」として発展してきました。地理的には、世界遺産の原爆ドームが存在する広島市、日本三大酒処としても知られる東広島市、戦艦大和に纏わるミュージアムが存在する呉市など、観光資源の多い市町に囲まれ、県内の主要市町へのアクセスの良さや生活必需品を扱う商業施設が揃いながら豊かな自然環境にも恵まれ、暮らしやすいことから現在に至るまでベッドタウンとして発展してきました。

平成6年には、本町の特色を生かしたまちづくりの中心的な役割を担う施設として、本町の中心エリアに程近く、また町内の町並みを展望できる場所に「筆の里工房」を設置し、運営を受託する一般財団法人筆の里振興事業団と共に、「熊野筆」の歴史と文化を紹介する常設展に加え、伝統工芸士による筆づくりの実演や、書・絵画・化粧といった筆に関わる文化・芸術の紹介や体験など、創造的な活動を通じ、筆の都にふさわしい地域文化の創生に取り組んでいます。

本事業は、熊野町のシンボルである「筆の里」の文化的価値と調和した魅力的な遊び場を創出し、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、選ばれるまちとしての魅力向上を図ることを目的とします。

第一に、「筆の里」の固有価値を反映した独創的なデザインの大型遊具を設置することで、本町独自の公園ブランドを確立します。これにより町内外から訪れる家族連れを誘客し、地域全体の活力向上を目指します。

第二に、子育て世帯のニーズに応える安全かつ多様な遊びの空間を整備することで、安心して子育てができる環境を一層充実させます。本公園を多世代が交流するコミュニティの拠点へと進化させ、住民の定住意欲の醸成を図ります。

第三に、既存施設である「筆の里工房」等との周遊性を高め、地域の賑わいを「点」から「面」へと広げます。これらの取り組みを通じ、地域経済の活性化と「筆の里・熊野」の魅力が次世代へ継承する持続可能なまちづくりを推進します。

## 2 事業概要

### 1) 工事名

筆の里創造の丘公苑大型遊具整備工事

### 2) 工事内容

別添「筆の里創造の丘公苑大型遊具整備工事特記仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

### 3) 工期

契約締結の翌日から令和9年3月31日

### 4) 事業上限額

110,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 5) 実施形式

公募型プロポーザル

## 3 プロポーザルの日程(予定)

- 1) プロポーザル実施の公告 令和8年6月5日(金)

2) 参加申込書提出期限	令和8年6月22日(月)まで(必着)
3) 質疑書受付期限	令和8年6月22日(月)まで(必着)
4) 参加資格審査結果通知書の送付	令和8年6月26日(金)
5) 質疑回答書の送付	令和8年6月29日(月)
6) 提案書提出期限	令和8年7月13日(月)まで(必着)
7) ヒアリング・審査の実施	令和8年7月28日(火)
8) 審査結果の通知	令和8年8月上旬以降
9) 契約締結時期	令和8年9月上旬以降

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2) 熊野町競争入札参加有資格者名簿に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること、もしくは参加申込書提出時には申請を終え、ヒアリング実施日までに競争入札参加者の資格を得ている者であること。また、入札参加資格申請において、申請内容及び別送書類の記載事項に虚偽が無いこと。
- 3) プロポーザルの公告時点において、本町の指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- 4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。
- 6) 熊野町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)で規定されている暴力団等ではないこと。
- 7) 本年度を除く過去10年間から本業務の公告日までに1つの工事で3,000万円以上の遊具に係る工事または製品を納入した実績を有すること。共同企業体による参加の場合は、構成員のいずれかが下記実績を有していること。
- 8) 参加申込者と直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係にあり、(一社)日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者、または、監督員として1件以上の複合遊具の設置経験がある1級土木施工管理技士、若しくは1級造園施工管理技士の資格を有する者で監督職員が認めた主任技術者を配置できること。

#### 5 参加手続

- 1) 担当課及び問い合わせ先

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

担当課:熊野町 建設農林部 都市整備課(担当:木村、高橋)

電話番号:082-820-5608

FAX番号:082-854-8009

電子メール:toshiseibi@town.kumano.lg.jp

- 2) 実施要領等の配布及び参加申込み

ア 配布期間:令和8年6月5日(金)~令和8年6月22日(月)

(閉庁日を除く。午前 8 時30分から午後 5 時15分まで)

#### イ 配布場所

上記 1) の担当部署で配布するほか、熊野町ホームページ

(<https://www.town.kumano.lg.jp/1/4/2/1/2/7525.html>) からダウンロード可。

#### 3) 参加申込書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を申込みする者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 22 日 (月) 必着

イ 提出書類 以下の書類を作成し、提出すること。

※参加申込後、都合により辞退する場合については、速やかに辞退届 (様式 3) を提出すること。

①プロポーザル参加申込書 (様式 1)

②会社概要書 (様式 2)

※会社の概要が分かるパンフレット等 (様式自由) を添付すること。

※共同企業体の場合は、各社分添付すること。

③共同企業体協定書 (様式自由)

※共同企業体の場合は、添付すること。

ウ 提出先 5 1) 「担当課及び問い合わせ先」に同じ。

エ 提出方法 持参 (閉庁日を除く。午前 8 時30分から午後 5 時15分まで) 又は郵送 (書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。)

#### 4) 現場確認

事業地は筆の里工房周辺都市公園整備工事【第 3 期】を実施している。安全確保に万全を期すため、「5 1) 担当課及び問い合わせ先」に連絡の上、担当者同行の下、現場確認を実施すること。

### 6 質疑・回答

1) 受付期間 公告日～令和 8 年 6 月 22 日 (月) 午後 5 時必着

2) 質疑方法 電子メールにより、「5 1) 担当課及び問い合わせ先」に提出すること。

3) 質疑様式等 質疑書 (様式 4) を使用し、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「筆の里創造の丘公苑大型遊具整備工事プロポーザルに係る質問」とすること。

イ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

4) 回答日時 令和 8 年 6 月 29 日 (月)

5) 回答方法 質問事項を取りまとめの上、参加資格を有する者全員に電子メールにより回答する。

### 7 提案書等の提出

1) 提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 8 年 7 月 13 日 (月) 必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先 5 1) に同じ。

ウ 提出方法 持参 (閉庁日を除く。午前 8 時30分から午後 5 時15分まで) 又は郵送 (書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。)

## 2) 提出書類

以下の書類を作成し、提出すること。

### ア 提案書一式

- ① 提案書表紙（様式5）
- ② 配置予定技術者調書（様式6）
- ③ 同種工事实績調書（様式7）

※記載できる実績は5件までとする。（5件以上の場合は、当事業規模と同程度が好ましい。）

※記載した工事については、受託した実績が確認できる書類（CORINS 竣工登録、または契約書等）、完成写真を添付すること。

- ④ 企画提案書（様式自由）（A3用紙片面印刷）

下記の資料を添付し、評価項目（1～5）ごとに、アピールポイントをわかりやすく作成すること。

- ・提案目的物の概要図（完成予想イラスト）
- ・配置計画図（A3：1/250～500、1/1000）
- ・製品の寸法や材質の判る構造図（平面、立面、側面図）
- ・ライフサイクルコスト（点検・維持管理費用を含む）に関する資料
- ・その他必要に応じて補足説明資料
- ・工程計画書

※文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

※完成予想イラストは、誇大な表現は避け、現実のスケール（縮尺）に近い表現とすること。

※構造図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物すべてに記載すること。

※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

※印刷はカラー、白黒を問わない。

- ⑤ 工事内訳書（様式自由、積算内訳を添付すること）
- ⑥ 見積書（様式自由）
- ⑦ 熊野町暴力団排除条例誓約書（様式8）

## 3) 提出部数

### ア 提案書一式 1部

副本（企画提案書）10部（副本には提案者が特定できる企業名、氏名等を記載しないこと）

データ：CD 1枚

### イ 見積書 原本1部

### ウ 熊野町暴力団排除条例誓約書 1部

## 8 選定方法等

提案書の審査は「筆の里創造の丘公苑大型遊具整備工事公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、以下の評価項目及び評価基準に基づいて、書類及び公開ヒアリングによる審査を実施する。なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

### ア アンケート調査

企画提案書で提出された完成予想イラストを用いて、町内の保育園、幼稚園、小学校にアンケート調査を実施する。結果は審査会において加点対象とする。

イ ヒアリング実施日

令和8年7月28日（火）予定

※開始時刻については、別途通知する。

ウ ヒアリングの方法

① ヒアリングの時間は、1 提案者あたり30分とする。

- ・ 提出した企画提案書の内容説明（20分以内）
- ・ 企画提案書に対する質疑応答（約10分）

② 説明者は3名以内とし、説明は提出した提案書に記載された内容について行うものとし、各々の提案がどの評価項目に該当するかを明確にした後に説明すること。

③ ヒアリングについては、提出された書面をもって行う。

④ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ・ 指定された時間に遅れたとき。
- ・ ヒアリングを欠席したとき。

エ 審査の結果は、令和8年8月上旬に提案書を提出した者に書面により通知する。

【評価項目及び評価の基準】

評価項目	評価基準	配点
1 提案の魅力と価値創造(魅力)	① 文化的価値・デザインの独自性 「筆の里」の文化的価値が独創的なデザインに昇華されているか。	15点
	② 遊具の魅力(好奇心・シンボル性) 冒険心や好奇心を掻き立て、何度も訪れたい魅力があるか。	15点
2 計画の質と整合性(計画)	① エリア全体の周遊性・一体感 既存施設(筆の里工房等)との周遊性に配慮されたエリア計画か。	10点
	② 多世代の交流・利便性 多世代が憩い、交流できる快適で機能的な空間になっているか。	10点
3 安全・維持管理・実現性(堅実性)	① 安全基準・動線計画 安全基準を遵守し、動線計画が適切か。	10点
	② 耐久性(材料の耐候性) 高い耐久性・耐候性を有する材料を選定しているか。	5点
	③ 維持管理(コスト・構造) 維持管理が容易(点検・修繕・コスト)な構造であるか。	5点
	④ 実現性(施工計画・工程) 施工工程・リスク管理が現実的かつ具体的であるか。	5点
4 幼児・児童の評価(子どもの声)	① 幼児・児童の評価(アンケート) アンケート調査(得票率・結果)に基づく評価。	15点
5 経済性と表現力(効率性)	① 相対的成本パフォーマンス 提出された全提案との比較による相対的成本パフォーマンス。	5点
	② 資料の構成力・視認性 提案資料(CG・図面等)の視認性とプレゼンの説得力。	5点
合計		100点

## 9 審査結果の通知

参加者全員に選定結果を通知する。

## 10 その他

### 1) 契約等について

- ア 選定の結果、第一順位の提案者を契約候補者として事業内容の詳細及び仕様について協議を行い、町及び契約候補者の双方の合意に基づき仮契約を締結する。
- イ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、提案された企画内容をそのまま契約するものではない。別添の仕様書は工事の大要を示すものであり、最終的な工事仕様書の作成については契約候補者決定後、協議により作成する。
- ウ 契約約款については、熊野町建設工事請負契約約款の定めるところによる。ただし、本事業の特殊性（設計・施工一括）に鑑み、詳細な施工条件や責任の範囲等については、契約締結に先立ち町と契約候補者との間で協議を行い、その結果を特記仕様書に反映させるものとする。
- エ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年熊野町条例第10号）第2条の規定により、工事の契約締結については予定価格が5,000万円以上のため、議会の議決を以って本契約とする。
- オ 工事の全部又は一部について、町の承諾無しに他者に再請負することはできない。

2) 提案書等の作成、提出等に関する費用についてはプロポーザル参加者の負担とする。

3) 提案書等の提出後において、記載内容の変更は原則として認められない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、その内容について町の了解を得なければならない。

4) 以下の場合には、提案書を提出した後であっても、失格とする場合がある。

- ア 提案書等に虚偽の記載、申告がある場合。
- イ 審査の公平性を損なう行為を行った場合。
- ウ その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

### 5) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出された提案書等は返却しない。
- イ 本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ウ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、熊野町情報公開条例（平成13年条例第3号）に基づき、提出書類を公開することがある。